

佐 本 備 二 発 第 9 4 号
佐 本 生 企 発 第 1 8 8 号
佐 本 地 発 第 5 8 号
佐 本 規 制 発 第 7 4 号
令 和 3 年 4 月 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
緊急事態対策係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

鳥インフルエンザ等家畜伝染病発生時における警察の対応について（通達）

高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病が発生した場合については、「鳥インフルエンザ等家畜伝染病発生時における警察の対応について（通達）」（令和3年2月2日付け佐本地発第17号ほか。以下「旧通達」という。）に基づいて対応しているところであるが、本日付けで鳥インフルエンザ等家畜伝染病への対応業務を警備部門に移管することに伴い、下記のとおり定めるので、各所属にあつては、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 自治体等の対応

家畜伝染病の予防及びまん延の防止に関しては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）に基づき、都道府県知事又は市町村長は、まん延防止のため通行の制限又は遮断の措置をとることができ（法第15条）、また、都道府県知事及び農林水産大臣は、家畜等の移動、移入、移出の禁止又は制限の措置をとることができる（法第32条）。

これらの規定を受け、県内における鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生が確認された場合（県外発生で本県に移動制限区域等が及ぶ場合を含む。）には、県対策本部及び現地対策本部が設置され、家畜や病原体を広げるおそれのある物品等の移動制限区域及び搬出制限区域が設定されるとともに、消毒ポイントが設置され、関係車両に対する消毒作業等が実施されることになる。

2 警察の対応

法では、警察の任務等については規定されていないが、警察の責務（警察法第2条）に基づき、各自治体と連携しつつ公共の安全と秩序の維持にあたり、法に規定する違反事件の予防や摘発、関連事犯の予防検挙、交通対策、トラブルや混乱防止等の対応をとる必要がある。

3 対応要領

(1) 体制の確保

鳥インフルエンザ等家畜伝染病が発生し、又は隣接県の移動制限区域等が県内に及ぶ場合に的確な警察対応がとれるよう、警察本部及び各警察署は、「佐賀県警察鳥インフルエンザ対処マニュアルの改訂について」（令和3年4月1日付け佐本備二発第95号ほか。以下「マニュアル」という。）に基づき、体制を確保すること。

また、対応すべき範囲や期間によっては、発生警察署のみの対応では困難となることも予想されることから、警察組織を挙げた体制の確保に努めること。

(2) 発生場所への通行の制限・遮断に伴う対応

法第15条により、県知事又は市町長は、まん延防止のため、緊急の必要があるときは72時間を超えない範囲内において、発生場所とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することができる。

この場合、あらかじめ管轄する警察署長に通報がなされるので、通報を受けた警察署長は、本部警備第二課長を経由して本職に速報するとともに、通行制限又は遮断がなされた場合は、違反防止のための警戒、交通対策、トラブルや混乱防止等、マニュアルを参考に必要な対応をとること。

(3) 指定家畜の移動等の制限に伴う対応

法第32条により、県知事が、まん延防止のため、指定家畜の移動及び搬出の禁止・制限の措置をとるときは、県知事による告示がなされるので、その場合には、指定区域からの搬出及び移動の制限違反に対する警戒、交通対策、トラブルや混乱防止等、マニュアルを参考に必要な対応をとること。

(4) 消毒ポイントに対する警戒活動

消毒ポイントが設置された場合は、各ポイント周辺において交通対策、トラブルや混乱防止等、マニュアルを参考に必要な対応をとること。

(5) 関係機関等との連携強化

県、市町、畜産関係者等の関係機関・団体との連携を強化し、関係情報の収集に努めること。

4 対象業者の把握と事前準備の徹底

各警察署にあっては、管内における対象業者（鶏等家畜の肥育業者）の把握を確実に行うとともに、管内で鳥インフルエンザ等が発生し、又は移動制限区域等が及ぶこととなった場合を想定した対応に係る図上訓練を行うなど、事前準備を行っておくこと。

5 その他

口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱等の家畜伝染病の発生時においても、鳥インフルエンザと同様、法に基づき、県において防疫措置等が実施されるが、警察の対応は基本的には変わらないことから、本通達で定めた事項を準用することとし、自治体等の対処方針に応じて、適切に対応すること。

なお、牛や豚が感染する家畜伝染病については、鳥インフルエンザに比べ、家畜のサイズが大きいため、防疫措置（殺処分、焼却・埋却処分、消毒等）に時間がかかるなど、大規模かつ長期的な対応が必要となることに留意すること。